

第 1 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 7 年 6 月 2 8 日 (金) 午後 4 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 1 3 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 7 年 6 月 2 8 日（金） 1 6 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 7 年 6 月 2 8 日（金） 1 6 時 3 1 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 8 名
5. 欠席委員者の数 3 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権設定）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による一時転用許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第 7 号議案 農業委員の辞任の同意について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について

午後 4 時 0 0 分開始

議長

只今より、第13回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。
畑1筆794平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は6,189平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テラー1台、バインダー1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・さんです。田3筆2,318平方メートル、畑11筆9,821平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は12,139平方メートルで、農機具は、トラクター2台、キャリー2台、動力噴霧器3台、管理機4台、トラック2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で45年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、バレイショ、大根を作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番について、・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で10年の農作業歴があります。

妻、父母、祖母の5人で農業を営んでおり、水稻、人参、大根、トウモロコシを作付し、通作距離は1キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は・・の・・・・・ ・・・・・さんで、申請地471平方メートルに、

木造平屋建て、倉庫１０４．００平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　・・・・・・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は宅地、西側は譲受人が借りている駐車場となっております。

雨水は溜枥を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第４条の規定による　許可申請１番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請１番について説明します。

1 番の譲渡人は・・・・・・の・・・・さん、譲受人は・・・・・・
さんで、申請地 178 平方メートルを従業員駐車場にしたいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲受人が借りている駐車場、東側、南側及び西側は宅地となっております。

雨水は敷地内側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、説明します。

2番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

畑2筆565平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（237.13平方メートル、37.20kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は使用貸人の宅地、東側及び西側は里道を挟んで農地、南側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、説明します。

3番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんです。

申請地1, 130平方メートルを借り受け、資材置き場及び加工場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（（農地法施行令第19条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第4条第2項の農地転用の不許可の例外（農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は道路、東側は里道を挟んで農地及び宅地、西側は農地及び賃貸人所有の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

賃貸人は・・・の・・・さん（持分2分の1）、と・・・さん（持分2分の1）、賃借人は・・・の株式会社・・・代表取締役・・・さんで、申請地757平方メートルを借り受け、・・・建設に伴う・・・、軽量鉄骨2階建て75.49平方メートル（建築面積）及び駐車場用地として利用したいとの一時転用申請です。

一時転用期間は許可の日から平成29年3月31日までで、一時転用の許可可能期間3年以内の期間となっております。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路及び道路、東側、南側及び西側は賃借人の農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による一時転用許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第５号議案 非農地証明願いの１番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案 非農地証明願いの１番について説明します。

１番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地、・・・番１、同番５、同番６は昭和６０年月日不詳頃より、宅地の造成工事を完了しており、・・・番７は同時期から道路として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第５号議案 非農地証明願いの１番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側は道路、南側は水路を挟んで農地、西側は雑種地及び水路となっております。

現地を見ますと、造成工事は終了しており住宅は建築されていないが宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第５号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第５号議案の１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番　・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	7件	14筆	22, 913.00㎡
----------	----	-----	-------------

耕作権の再設定	14件	24筆	23, 340.00㎡
---------	-----	-----	-------------

合　　計	21件	38筆	46, 253.00㎡
------	-----	-----	-------------

です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番　・・・・・・　委員の入場を求めます。

(・・・・・・　委員　入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第7号議案、農業委員の辞任の同意について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

市議会より選任されています、・・・番　・・・・・・　委員及び・・・番　・・・・・・　委員から、辞任の申出がっております。

農業委員会等に関する法律第16条に農業委員会の委員は正当な辞任の理由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっております。

議長

それでは、・・・番　・・・・・・　委員の辞任の同意について、おはかりいたします。
・・・番　・・・・・・　委員の辞任について、同意される方の挙手をお願いいたします。

(挙手した委員数を確認)

議長

挙手多数につき、・・・番　・・・・・・　委員の辞任については、同意されました。
次に、・・・番　・・・・・・　委員の辞任の同意について、おはかりいたします。
・・・番　・・・・・・　委員の辞任について、同意される方の挙手をお願いいたします。

(挙手した委員数を確認)

議長

挙手多数につき、・・・番　・・・・・・　委員の辞任については、同意されました。
また、今後の手続きといたしましては、選任権者である島原市長に本日の総会の結果を踏まえて、辞任の同意について通知し、後任の委員の選任について、依頼をいたします。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集11ページから12ページに記載のとおりで、5件 23筆 20,780㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知については、議案集13ページに記載のとおりで、1件 1筆 757.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第13回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第13回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時31分